

第Ⅲ章 1. 制度移換の概要

確定拠出年金法第54条に基づき、一定の条件のもと、確定給付制度（企業年金制度または退職手当制度）に係る資産の全部または一部を確定拠出年金制度に移換（入金）することが可能です。以下では、この「確定給付制度からの移換」を「制度移換」といいます。制度移換については、制度発足時または制度導入以降に行うことが可能です。

制度移換の手続きに関しては、プランごとに個性が高いため、実施の手続き・スケジュール等について、個別に案内しますので、弊社まで問い合わせてください。

制度移換の事務手続きについては、データファイルを利用する場合、帳票「制度移換金通知書（ID 34001）」を利用する場合があります、後段にて説明します。（「第Ⅲ章 2. 「制度移換データファイル」での手続き」、「第Ⅲ章 3. 「制度移換金通知書」での手続き」を参照してください。）

（1）制度移換の対象となる確定給付制度

制度移換の対象となる確定給付制度は、次の4つの制度です。

下記の制度の加入者が、企業型年金の加入者となる時に、制度移換が可能となります。

- ① 厚生年金基金制度
- ② 確定給付企業年金制度（基金型・規約型）
- ③ 退職手当制度
- ④ 中小企業退職金共済

（2）制度移換の方法（一括移換と分割移換）

移換元となる制度に応じて、一度に移換を行う「一括移換」、数回にわたって移換を行う「分割移換」が定められています。

分割移換の場合は、国の会計年度（4月から翌年3月）ごとに、均等に分割して移換しなければなりません。

なお、移換元となる既存の確定給付制度のすべてを移換する場合（確定給付制度は廃止）と、既存の確定給付制度の一部を移換する場合（確定給付制度は減額）が認められています。

また、複数の確定給付制度を有する事業所においては、複数制度からそれぞれ移換することも可能です。

確定給付制度	制度移換の方法
厚生年金基金制度	一括移換のみ
確定給付企業年金制度(基金型・規約型)	
中小企業退職金共済	
退職手当制度	分割移換のみ  期間は分割移換の初回年度を含め、4年度以上8年度以内

ポイント

- ・ 分割移換の場合、移換当初に移換対象者及び移換金額が確定します。
- ・ 分割移換終了前に、加入者資格を喪失した場合、加入資格喪失日の翌月末日までの規約で定めた日に、未移換金(未入金の残額)を一括して入金する必要があります。
※資格喪失年齢を60歳超としている場合であっても、60歳時点で再雇用となる場合は一旦資格喪失となりますので、未移換金がある場合は一括して入金する必要があります。

(3)制度移換に関する手続き

- ① 移換に関する労使合意、移換元制度管轄官庁の認可・届出等の対応
- ② 各加入者の移換額・移換期間の決定、累計管理(分割移換の場合)の対応
- ③ ①②の内容を弊社宛に通知(「制度移換データファイル」もしくは「制度移換金通知書」の作成・登録、提出)
- ④ 引落し口座への移換金の送金処理の対応(入金予定日の前日まで)

「入金日」について

- ・ 「制度移換データファイル」もしくは、「制度移換金通知書(ID 34001)」の「制度移換年月日」欄には、「制度発足日(規約施行日)」を登録します。「初回入金予定日」は、以下のように政令で定められていますので、注意してください。
- ・ 「厚生年金基金・確定給付企業年金」からの制度移換の場合
以下の政令条件に適合し、且つ、加入者異動関係のデータファイルの登録・書類締切りまでの期

間を考慮して入金予定日を確定してください。その「規約で定めた日」を「入金予定年月日」として、データ・帳票の「入金予定年月日」欄に登録してください。

なお、「入金予定年月日」の決定に際しては、弊社担当者と事前に相談のうえ、決定してください。

問合せ先については、「第Ⅰ章 共通事項 1. 確定拠出年金の各種窓口」を参照してください。

確定給付制度	制度移換金の入金日
厚生年金基金制度	制度移換のため厚生年金基金規約が変更される日の属する月の翌々月末日以前の日（企業型年金規約に定める）
解散した厚生年金基金制度	厚生年金基金の清算が終了する日
確定給付企業年金制度（基金型・規約型）	制度移換のため確定給付企業年金の規約が変更される日の属する月の翌々月末日以前の日（企業型年金規約に定める）
解散した確定給付企業年金制度（基金型・規約型）	確定給付企業年金の清算が終了する日
退職手当制度	規約で定める日（分割移換中の加入者資格喪失については、資格喪失月の翌月末日以前の日（企業型年金規約に定める））
中小企業退職金共済	規約で定める日（企業型年金への解約手当金相当額の引渡しに関する申し出を行った日の属する月の翌々月の末日以前の日）

